

富津市災害廃棄物処理計画

【概要版】

令和3年3月

富津市

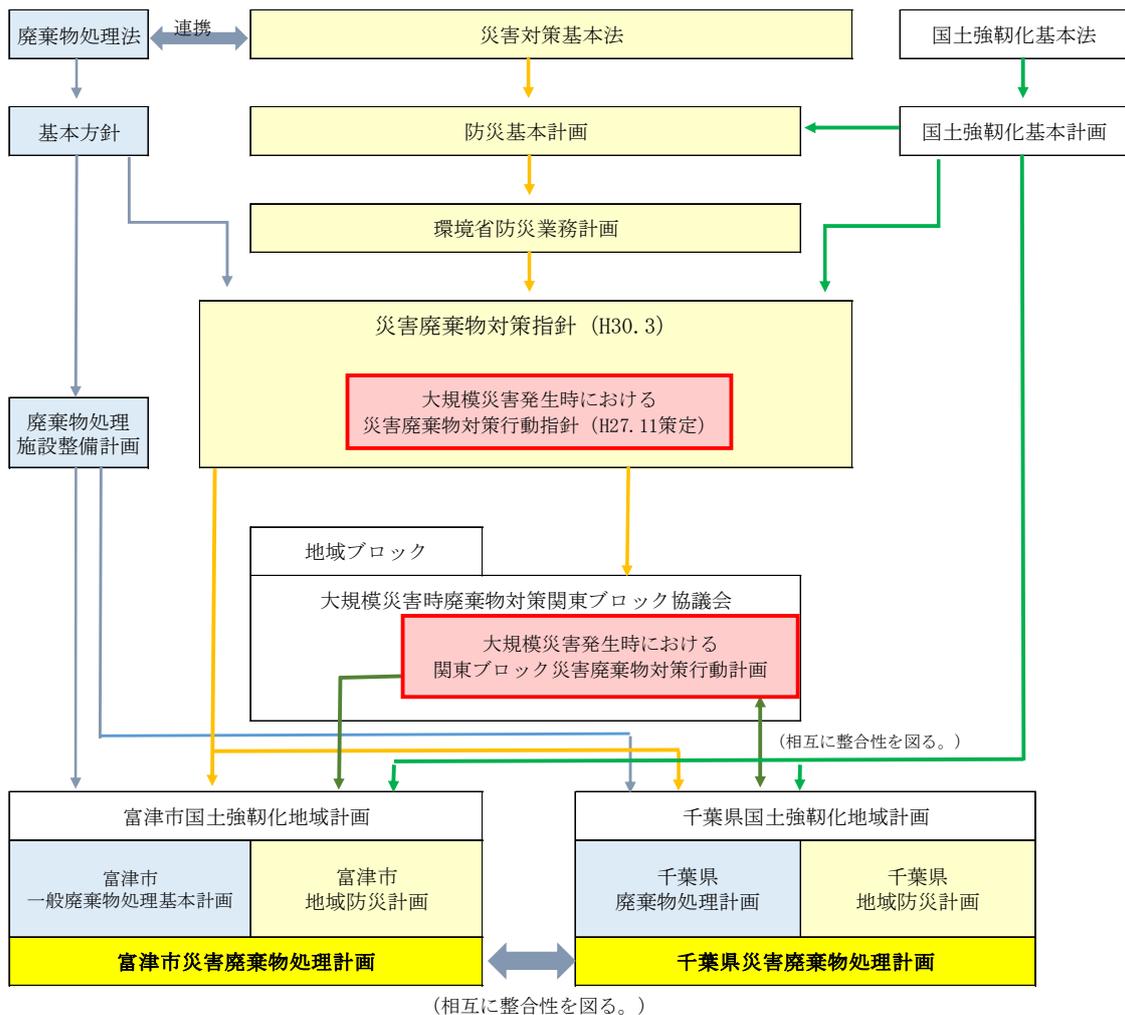
1 目的

富津市災害廃棄物処理計画（以下、本計画という。）は、今後、大規模な被害が想定される災害が起きた場合に大量に発生する災害廃棄物の対応について、適正かつ円滑な処理を目的にその方策を示すものです。

また、市民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全安心のため、本市における平常時からの取り組みと発災時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示し、迅速な復旧・復興に資することを旨し策定します。

2 位置づけ

本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針に基づき策定し、千葉県災害廃棄物処理計画及び富津市地域防災計画と整合を図ります。



3 計画の構成

1 基本的事項

- ・ 計画策定の背景及び目的
- ・ 本計画の位置づけ
- ・ 被害想定
- ・ 災害廃棄物の種類
- ・ 一般廃棄物処理施設の状況

2 災害廃棄物処理に関する情報及び体制

- ・ 組織体制、事務分掌
- ・ 情報収集・連絡
- ・ 協力・支援体制
- ・ 職員の教育・訓練

3 災害廃棄物処理

- ・ 基本方針等
- ・ 災害廃棄物発生量の推計
- ・ 平常時における災害廃棄物処理の対策
- ・ 初動期の災害廃棄物処理の対策
- ・ 応急対応から復旧・復興期までの災害廃棄物処理の対策
- ・ 収集運搬計画
- ・ 環境対策、モニタリング
- ・ 仮設中間処理施設
- ・ 被災家屋の解体・撤去
- ・ 分別・処理・再資源化
- ・ 最終処分
- ・ 広域的な処理処分
- ・ 適正処理が困難な廃棄物
- ・ 思い出の品・遺失物の対応
- ・ 海岸廃棄物等の対応

4 資料編

- ・ 災害廃棄物発生量の推計式
- ・ 地震被害想定
- ・ 津波被害想定
- ・ 風水害被害想定
- ・ し尿
- ・ 仮設トイレ必要基数
- ・ 避難所ごみ
- ・ 仮置場必要面積

4 処理の基本方針

本計画における災害廃棄物処理の基本方針は、次のとおりとします。

1 衛生的な処理

- ・災害時は、被災者の一時避難、上水道の断絶等の被害が想定され、その際に大量に発生する生活ごみやし尿については、防疫のために生活衛生の確保を最重要事項として対応します。

2 迅速な対応・処理

- ・生活衛生の確保、地域復興の観点から、災害廃棄物の処理は時々刻々変化する状況に対応できるよう迅速な処理を行います。

3 計画的な対応・処理

- ・災害時には、道路の寸断、一時的に大量に発生する災害廃棄物の処理と処理能力の関係等から、仮置場の適正配置、有効な処理施設の設置により災害廃棄物を効率的に処理します。また、地域と連携して処理します。

4 安全作業の確保

- ・災害時の清掃業務は、通常業務と異なる事態等が発生することが想定されるため、作業の安全性の確保を図ります。

5 環境に配慮した処理

- ・災害時の混乱の状況下においても、十分に環境に配慮し、災害廃棄物の処理を行います。特に、建築物の解体の際のアスベストの飛散防止対策、野焼きの禁止、緊急処理施設におけるダイオキシン類対策等に万全を期して処理します。

6 リサイクルの推進

- ・災害時に大量に発生する災害廃棄物を極力、地域の復興等に役立て廃棄物の資源化を行うことは、処理・処分量を軽減することができ、効率的な処理のためにも有効であることから、建築物解体時から徹底した廃棄物の分別を実施し、災害時においてもリサイクルを推進します。

5 対象とする災害と被害想定

本計画は富津市地域防災計画に基づき、以下の地震、津波及び風水害による被害を想定して対策を行います。

災害の種類	想定被害	規模	被害状況	災害廃棄物発生量（t）
地震災害	三浦半島断層群地震	M6.9	建物：10,751棟	846,874
津波災害	元禄地震	津波高10m	浸水面積：800ha	192,000
風水害	令和元年房総半島台風 令和元年東日本台風	令和元年台風15号及び19号	建物：3,885棟	94,055

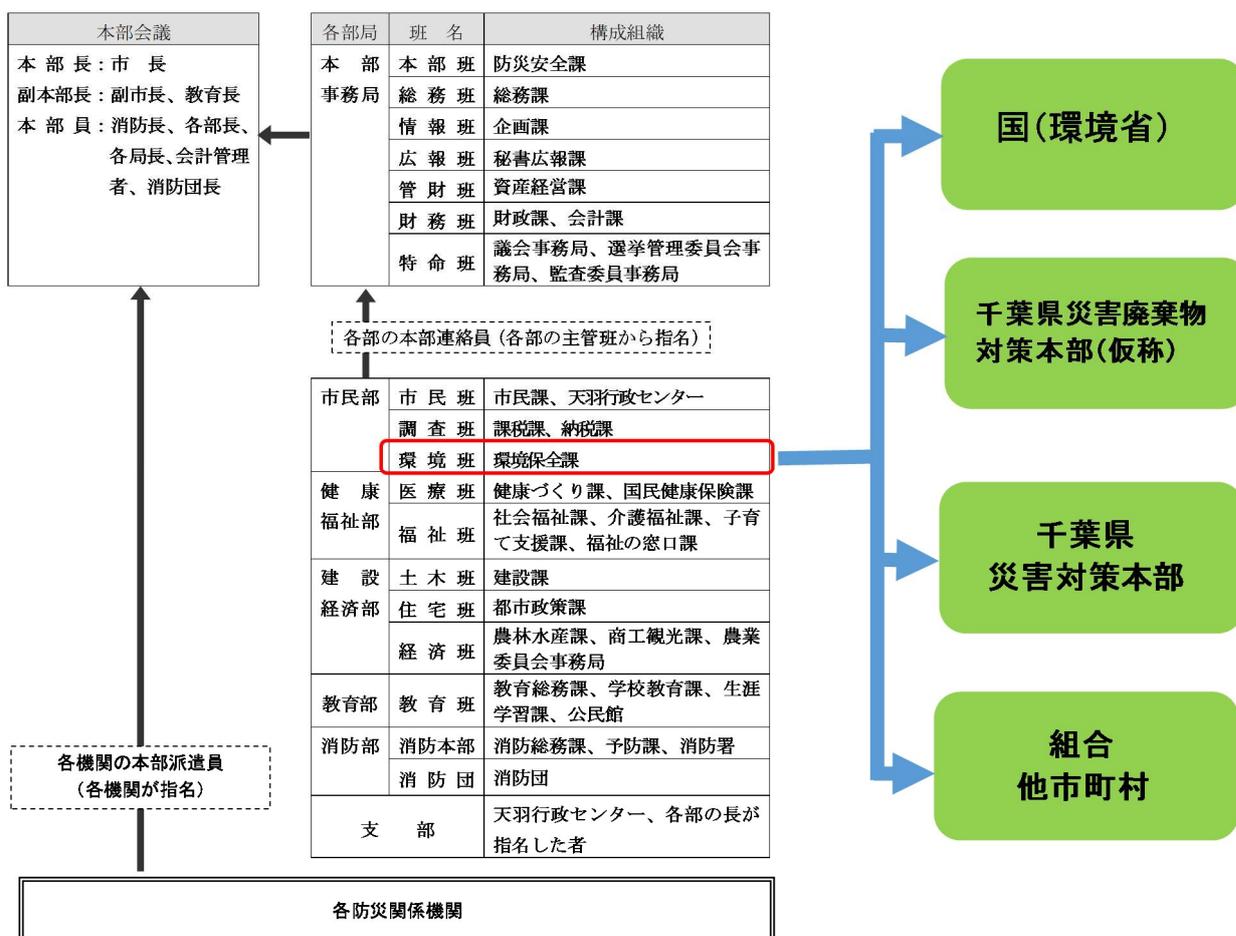
6 対象とする災害廃棄物

本計画において対象とする災害廃棄物は次のとおりとします。

種類	内容
不燃性混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂等
可燃性混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等
木質系廃棄物（木くず）	家屋の柱材・角材、家具、流木、倒壊した自然木
コンクリートがら	コンクリート片やブロック、アスファルトくず等
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等の金属片
廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、被災により使用できなくなったもの
廃自動車	被災により使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
廃船舶	被災により使用できなくなった船舶
思い出の品	写真、賞状、位牌、貴重品等
津波堆積物	海底の土砂やヘドロが陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
その他	腐敗性廃棄物（畳や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料・製品等）、有害物（石棉含有廃棄物、PCB、水銀を使用したもの、感染性廃棄物、化学物質、CCA・有機塩素化合物、医薬品類、農薬類等）、危険物（消火器、ボンベ類等）、漁具、石膏ボード、タイヤ、海中ごみ等
生活ごみ	被災により家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ、使用済簡易トイレ等
仮設トイレのし尿	避難所等から排出される汲み取りし尿

7 災害廃棄物処理体制

発災時には、市民部環境班が中心となって、関連する各組織と連携し、業務の遂行にあたります。また、発災時の状況に応じて、国、県、近隣市等、民間事業者との協力支援体制を構築し、連携を図ります。



8 災害廃棄物の処理

処理スケジュールは、概ね3年以内の処理を想定します。

また、スケジュールは災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて、適切な処理期間を再設定します。

【処理スケジュール（例）】

	1年目		2年目		3年目	
	初動期	応急対応期		復旧・復興期		
路上の廃棄物の撤去	■					
仮設トイレのし尿の収集	■	■				
避難所ごみの収集	■	■				
被災現場からのがれきり類等の撤去	■	■				
損壊家屋の解体・撤去		■	■	■		
一次仮置場におけるがれきり類等の搬入・搬出		■	■			
二次仮置場におけるがれきり類等の搬入・搬出		■	■	■	■	
既設処理施設での処理	■	■	■	■	■	■
仮設処理施設での処理		■	■	■	■	■
最終処分(広域処理)		■	■	■	■	■

【仮置場の役割・特徴等】

仮置場は、被災状況に応じて災害廃棄物発生量から必要となる仮置場面積を算定し、仮置場候補地から使用する場所を選定します。

・一次仮置場

被災者が自ら災害廃棄物を搬入することができる仮置場であり、発災後被害状況を確認し、早急に設置します。一次仮置場では災害廃棄物の前処理を行い、二次仮置場や中間処理施設等へ積み替える拠点としての機能を持ちます。

・二次仮置場

一次仮置場での処理が困難な場合に必要に応じて設置します。二次仮置場では各仮置場からの災害廃棄物を集積及び処理し、焼却施設や再資源化施設への搬出拠点として設置します。

〈仮置場の必要面積〉

仮置場必要面積は、発災時の災害廃棄物発生量から算定します。
本計画の被害想定で算出した災害の種類別必要面積は以下のとおりです。

災害の種類	必要仮置場面積 (㎡)
地震災害	226,753
津波災害	59,453
風水害	22,533

9 災害廃棄物処理実行計画

災害の初動対応終了後、実際に発生した災害による被災状況等に応じて、災害廃棄物の処理方法、処理体制を定めるため、災害廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）を策定します。併せて実行計画では、災害廃棄物の処理を進めるための具体的な方法やスケジュール等を定めます。

また、時間の経過とともに変化する推計発生量や処理の進捗により、継続的に見直します。

計画名	災害廃棄物処理計画	災害廃棄物処理実行計画
策定時期	発災前	発災後
位置付け	被害想定に基づく計画	実際の被害状況に応じた計画

富津市災害廃棄物処理計画【概要版】

令和3年3月

発行・編集 富津市 市民部 環境保全課

〒293-8506 千葉県富津市下飯野町2443番地

電話 0439-80-1273